



令和 5 年 4 月 26 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

令和 4 年 9 月 17 日から同月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨（令和 4 年台風第 14 号及び第 15 号の暴風雨を含む。）による激甚災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を 1 年間延長する政令が 4 月 21 日（金）に閣議決定され、本日（4 月 26 日（水））公布・施行されました。

I 政令の概要

令和 4 年 9 月 17 日から同月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨（令和 4 年台風第 14 号及び第 15 号の暴風雨を含む。）により被害を受けた宮崎県東臼杵郡諸塚村及び椎葉村の中小企業に関する特別の助成として講じている中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を 1 年間延長し、令和 6 年 5 月 1 日までとします。

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

II スケジュール

4 月 21 日（金） 閣議決定

4 月 26 日（水） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 山崎、梅田

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

政令第七十四号

令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和四年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、本則に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、令和

六年五月一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和四年政令第三百三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行				
<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1" data-bbox="528 212 643 1075"><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> <p>（災害関係保証に係る期限の特例）</p> <p>第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、令和六年五月一日とする。</p>	（略）	（略）	<p>次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1" data-bbox="528 1164 643 2027"><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> <p>（新設）</p>	（略）	（略）
（略）	（略）				
（略）	（略）				

激甚災害指定により適用される措置の概要

(令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令)

(第12条) 中小企業に関する特別の助成

＜通常の災害時の措置＞ (中小企業信用保険法)

○災害救助法の適用地域において、中小企業者が民間金融機関から資金を借り入れる際に、通常の信用保証とは別枠で経営安定資金について100%の保証が信用保証協会から受けられる「セーフティネット保証4号」を適用

【通常の保証】

最大2.8億円 ・普通保証: 2億円以内
 ・無担保保証: 8,000万円以内

信用保証協会が日本政策金融公庫と締結する信用保険のてん補率(損失に対し保険金を支払う割合): 70~80%、
 保険料率: 0.25~1.69%

+

【セーフティネット保証4号】

最大2.8億円 ・普通保証: 2億円以内
 ・無担保保証: 8,000万円以内

〔てん補率: 80%、保険料率: 0.41%〕

＜激甚災害指定時の措置＞

○通常の保証及び「セーフティネット保証4号」とはさらに別枠で事業再建資金について100%の保証が受けられる「災害関係保証」を適用

【災害関係保証】

最大2.8億円 ・普通保証: 2億円以内
 ・無担保保証: 8,000万円以内

〔てん補率: 80%、保険料率: 0.41%〕

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。